

令和7年度版

入園のしおり



豊田市立広沢こども園

〒470-0362 豊田市舞木町焼山 1102-23

TEL (0565) 44-0288 FAX 44-0988

緊急時 090-6355-2433

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 1
3 保育時間	-----	P. 4
4 一日の保育内容	-----	P. 5
5 食事とおやつ	-----	P. 6
6 行事について	-----	P. 9
7 健康管理	-----	P. 10
8 家庭の協力	-----	P. 15
9 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 15
10 保育料等	-----	P. 17
11 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 24
12 保育支援アプリの利用	-----	P. 25
13 その他の取組	-----	P. 26
14 その他の注意事項	-----	P. 28
こども園等一覧	-----	P. 29
乳児期について	-----	P. 乳 1～8
こども園の生活について	-----	P. 幼 1～7
駐車場について	-----	P. 乳 9～11 P. 幼 8～10

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

一人一人を大切に、安心して信頼されるこども園

～このようなこどもに育ってほしい～

豊田市立広沢こども園

心豊かで主体的に活動できる子

明るく元気に遊ぶ子 (体)

- ・自ら体を動かし、汗をかいて遊べる子
- ・自分でできることは、自分でする子
- ・友達とルールを守って遊べる子
- ・いろいろな食べ物に興味を持って食べる子

思いやりのある子 (徳)

- ・友達といっしょにすることを楽しめる子
- ・相手のことが考えられる子
- ・人に優しくできる子
- ・人の話が聞ける子
- ・がまんしたり、譲ったりできる子

自ら考えて行動する子 (知)

- ・自分の思いや、気づいたことが素直に話せる子
- ・自分で決めたことにあきらめずに取り組める子
- ・絵本を見たり、絵を描くことを楽しめる子
- ・自然の中で五感を使って遊び、感じる子

＊園で特に大切にしていること

(1) 一人一人を大切に、ていねいにかかわる

- ・一人一人のこどもは感じることに、すること、考えることなどがそれぞれ違うものです。園では《今、この子がどんなことを考えているのか》《どんなことをしてほしいのか》など、その子のその時の考えや思いに寄り添い、育ちを支えるように努めています。

(2) 友達と遊ぶ力を育てる

- ・こどもは遊びを通して仲間との関係を育み、その中で成長も促されます。自分の考えを伝えることや相手の話を聞くこと、みんなで約束を考え、決めた約束を守ることなど、友達と遊ぶ中で人とかわる力の基礎を育てます。
- また、集団生活をするにはルールが必要です。お互いに心地良い生活をするために、生活をする中で集団生活での態度や習慣が身につくよう援助していきます。

(3) 友達と力を合わせる

- ・運動会、発表会では自己発揮を基盤に、みんなで一緒にすることが心地よいと感じたり、助けたり、助けられたり、認め合ったりして一人ではできなかったことが“みんなで力を合わせたらできた”という経験をします。今まで共に過ごしてきた仲間と一緒にすることの楽しさを感じる経験ができるよう見守り、たくさん「楽しかった」という思いを感じられるようにしていきます。

(4) 絵本に親しむ

- ・乳幼児期の感動体験は、豊かな心情を育みます。絵本の読み聞かせを通して喜んで話したり、聞いたりする力も育みます。日々の保育の中で、絵本の読み聞かせを大切に、絵本に親しむ機会を多くもつようにしています。また、絵本ボランティアの方による絵本の読み聞かせを幼児は、月に1回程度行っていただいています。親子で絵本に親しんでいく時間も大切にしましょう。

(5) 自然の中で心がわくわく、ドキドキする体験を！

- ・こどもは安心できる場所、安心できる人の中で楽しい遊びに出会った時、心はずみ、自分から動き出す力が湧いてくるのです。土、水、野の草花、虫、小動物等に触れるなど、自然の中で見るもの出会うものすべてがこどもの心を育てます。自分の体（五感）で感じる心「感性」を大切に、夢中になって遊べる子を目指しています。

(6) 家庭や地域との連携

- ・地域の催しに参加したり、文化に触れたりして広がりのある環境の中で乳幼児期の経験をより豊かなものにしていけるよう、触れ合いの機会を計画しています。そして、幼児期にふさわしい家庭教育が進められるよう、保護者への支援を大切に進めていきます。

(7) 「あいさつ」を大切に

- ・登降園時の「おはよう」「さようなら」また「ありがとう」などの挨拶は人と人とのコミュニケーションの第一歩と考えています。こうした挨拶が自分から進んで言えるようにかかわり、こどもが自分から挨拶ができるように努めています。まずは身近な大人が手本を見せたいと思います。

令和7年度クラス編制

1.2 歳児	ひよこ
2 歳児	うさぎ
3 歳児	たんぽぽ
	ばら
4 歳児	すみれ
	ゆり
5 歳児	あやめ

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

⚠早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- （1）入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- （2）登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。
止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- （3）家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7 : 3 0	早朝保育
登 園 ・観察、検温、所持品の整理	8 : 3 0	登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活 お や つ	9 : 0 0	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
昼 食		
昼 寝	1 2 : 0 0	昼 食
	1 3 : 0 0	遊び ・自発的な活動 昼寝（3歳児…4月～1月くらい） （4.5歳児…夏季休業保育中のみ）
お や つ	1 4 : 0 0	
降 園	1 5 : 0 0	降 園
	1 7 : 0 0	
延長保育最終降園	1 8 : 0 0	延長保育最終降園

※ 土曜日保育は、昼食・降園時間が異なります。また、3・4・5歳児は年間昼寝があります。

※ 3歳児の昼寝終了時期は、気候やこどもの様子により変更する場合があります。

4. 5歳児は夏季休業保育中のみ昼寝を実施します

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事することにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合をいいます。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。

・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。園によって多少の違いがありますので、詳しくは各園よりお知らせします。

太字は、保護者参加行事です。

月	行事名	月	行事名
4月	新入園幼児入園式(10日) 新入園児慣らし保育	10月	幼児運動会(10日) (午後から保育利用の場合は弁当) 幼児運動会予備日① (15日幼児弁当日) 幼児運動会予備日② (17日給食を食べます) 5歳児総合野外センター 学習(29日5歳児のみ弁当日)
5月	4・5歳児交通安全学習センター (9日) 5歳児豊田キッズサッカー (21日) 乳児クラス懇談会 PM(27日)	11月	幼児保育参観・子育て講座 (5日)
6月	幼児プール開き(17日) 4・5歳児防サイ君(27日)	12月	幼児祖父母発表会(9日) 幼児生活発表会(12日) (午後から保育利用の場合は弁当) 幼児お楽しみ会(19日)
7月	乳児水遊び開始(3日) 幼児希望個別懇談(7～11日) プール納め・水遊び終了 (18日) 4・5歳児昼寝開始(22日～)	1月	幼児新年お楽しみもちつき会 (7日) 幼児個別懇談会(13～21日)
8月	4・5歳児昼寝終了(29日)	2月	幼児豆まき(3日) 入園・進級説明会(17日) 5歳児おこしもの作り(27日)
9月	幼児わくわくデー(1日)	3月	幼児ひな祭り会(3日) 幼児お別れ会(6日弁当日) 5歳児卒園式(23日)
その他	*園医による内科健診、歯科健診、豊田市内園児対象の尿検査があります。 *子育てひろば(5月中旬より) 毎週火、木曜日の午前10:30～11:30に利用できます。 *さとの声さん(地域の方による絵本の読み聞かせがあります) *幼児身体測定は5月と10月と誕生月に実施します。		
毎月	誕生会・乳児身体測定・交通安全指導・避難訓練		

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合ってこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をする」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調が悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633

ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel43-5082

ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 汚れ物について

嘔吐や排泄物による衣服の汚れ物は、感染防止のため、トイレのスチール棚の蓋付き容器に入れます。(幼児は、かばんに番号札をつけてお知らせします。)トイレの掃除道具入れに消毒液が作っておりますので、消毒の仕方の表示に従って、保護者の方で始末してください。汚れ(吐物や便)や血液は落とすことで、感染源を広げたりこどもから目が離れてしまったりするため、そのまま返させていただきますので、ご了承ください。

＜大便・おう吐物で汚れた衣服の取り扱いについて＞

保育者は、ノロウイルス等による**感染性胃腸炎**が園内でまん延しないよう、**手洗い、うがい**を中心に衛生管理に十分心がけています。集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる**二次感染**があります。

園内で大便（普通便・下痢便）、おう吐物で汚れた衣類の固形物を落としますが、その際、保育者の着衣や、周囲にウイルスなどが飛び散らないよう、静かに大まかな固形物だけを落としています。（水洗いはしていません）ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、細かい汚れまでは完全に落としていませんのでご了承ください。

◆ご自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使ってください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹸で、しっかりと手洗いをしてください。

（10）感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則18条）。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治癒した証明が必要な場合があります（表1のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治癒証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治癒証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表 1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

（11） 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

8 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていただきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。	
・西三河北西部	⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）
・西三河北東部	⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までには解除された場合は、平常通り保育します。
 - ②午前6時までには警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
 - ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
 - ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
- ※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までには暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
- なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
- この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までには、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
- ※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
- ※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
- ※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による			延長保育時間【C】 月額			
				（16:00 まで）1,000 円			
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額 1,600 円（正午までの園は 800 円）			（17:00 まで）2,000 円			
				（18:00 まで）3,000 円			
月額 1,000 円				（19:00 まで）4,000 円			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3)【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用
多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

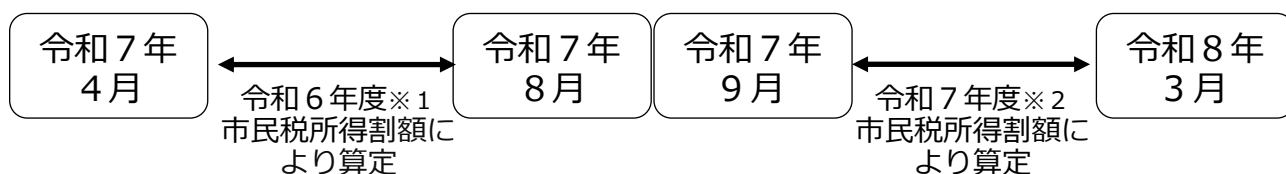
【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0 円	0 円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年 9 月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9 月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
※2 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

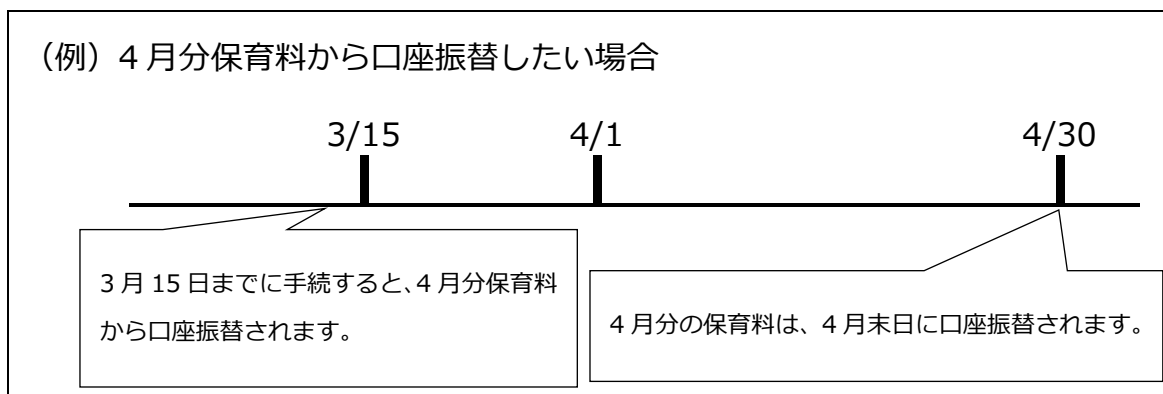
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和 7 年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に 1 回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・ 早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・ 要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3 月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4 月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7 月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8 月	0 円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。
その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額 240 円又は 200 円です。（園によって異なります。）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。

詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。

児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	—	—	—	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	—	—	—	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止 停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた 場合	○	—	—	—	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	—	—	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後 2 か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する 場合	○	○	—	—	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等の 申込み、変更及び取消し	—	○	○	—	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業 所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が 2 月 2 日以降に転出する場合は、3 月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1 月の間（3 1 日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3 月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

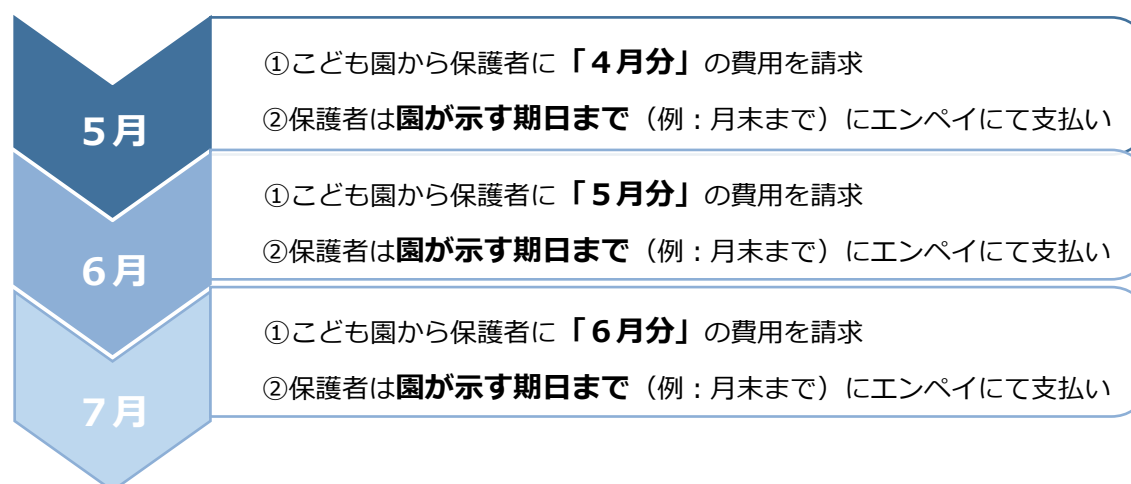
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者(BABY JOB 株式会社)と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和6年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

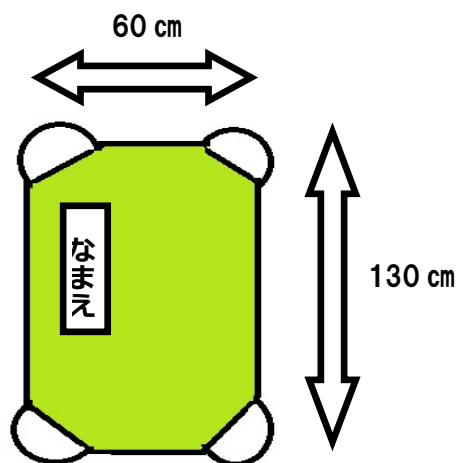
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

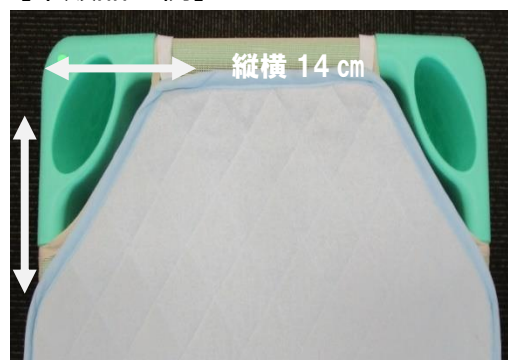
○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)



【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2～3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】

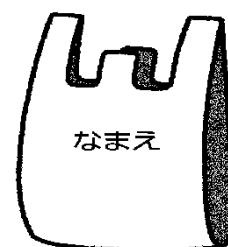


○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



（４）その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



1 4 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、
保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄 光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

乳児期について

こどもの生活の基は家庭であり、こどもは保護者の方に十分甘え、欲求が満たされることで、安心して毎日を過ごすことができます。「三つ子の魂百まで」と昔から言われているように、乳幼児期は一生の基礎が作られる大切な時期です。

また、こどもの心は、甘えと反抗を繰り返して大きくなります。こどもの相手をしているとイライラしたり、「はやく、はやく」とせきたてたりすることもあるでしょう。こどもは、まだ相手のことを考える能力が育ってないので自己中心的です。失敗もするし、言うことを聞かないこともあります。それは本来のこどもの姿です。

こども園と家庭が協力し、こどもの育ちを支えていけたらと思います。

* 毎日の生活で大切にしたいこと

・生活のリズムを大切にします。

こどもは昼間、体を動かし、夜は早く寝て十分な睡眠をとることが大切です。朝が遅いと、こども園に来て動き出せずに、十分に遊ぶことができません。大人の生活リズムに合わせないよう気をつけましょう。

・朝の食事を大切にします。

朝食は、一日の生活をスタートさせるために必要な活動源です。忙しい中でも、食べることを大切にしてください。

・ふれあいを十分にします。

日曜日や仕事が休みの日には、家庭でゆったりと過ごしてみたいですか。遠出をしなくても近くの公園を散歩したり、一緒に触れ合って遊んだりすることで、こどもは満足します。親子での経験が豊かな心を育て、情緒の安定につながります。

・その時期の“したい”思いを十分に出させる。

自分の力を出し切ってまわりを探索し、生活の場を広げていきます。様々な探索活動を十分させながら見守り、危険なことをした時は、言葉や表情で（危ないこと・してはいけないこと等）気づかせてあげましょう。危ないことをしたり、わがままを言ったりした時は、言い聞かせや、待たせることも時には必要です。

・こどもの甘えは十分受け入れ、心の安定を図る。（抱っこ、おんぶ等）

抱っこを要求してきた時は、甘えたい気持ちを受け止め、心が満たされるまで抱っこしてあげましょう。甘えたい時に、十分甘えることが自立へとつながります。

・認め、励まし、自分でできる喜びを味わわせる。

「自分です」と言って自己主張が強くなります。見守り、自分でできた時には認め、励まし、意欲をもたせてあげましょう。自分の思い通りにならないとふてくされたり、癇癪かんしゃくを起こしたりしますが、少し気持ちが治まったところを見て、気分転換を図りましょう。

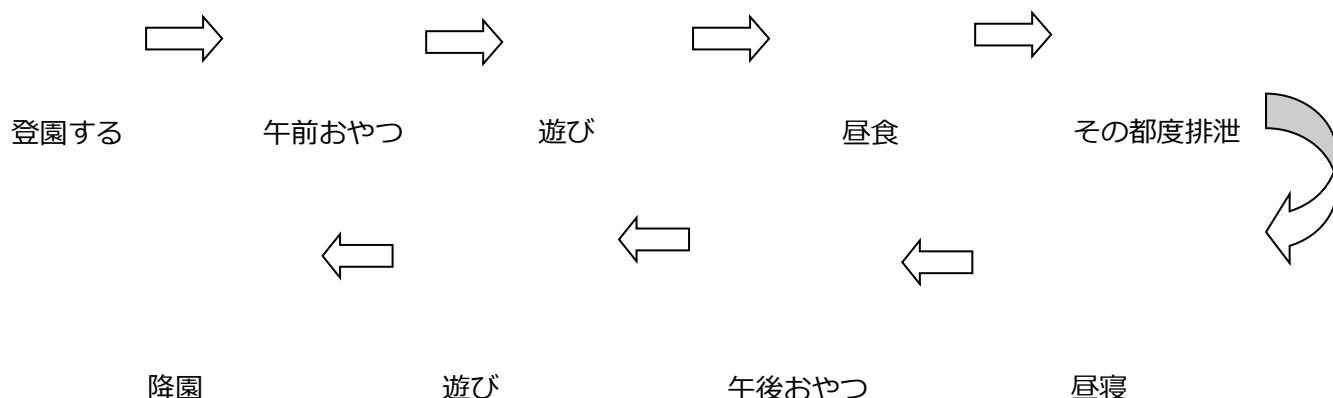
・思いやりの心をもって接する。

周囲の大人が思いやりの心をもって接することで、思いやりの心が育ちます。

日々の何気ない大人の行動をこども達は見ています。手本になりたいですね。

乳児保育について

◎こどもの一日



乳児は年齢が低いため、より保護者の方の協力が必要です。大人の都合でこどもを見るのではなく、「こどもの心を理解し、健康な成長発達をさせる」ためにも下記の事項にご協力ください。

*登園時、保護者の方にしていただくこと

- ・ 7 時 30 分～8 時 30 分までは**早朝保育の時間**になります。通常保育のお子さんは 8 時 30 分からの受け入れになります。

1) コドモンに打刻をする。(玄関で打刻用 QR コードリーダーにて打刻する)

- ・ 主な降園予定時間や迎え予定者が変更の場合は朝 9 時までにコドモンに入力をする。
(9 時までに連絡が出来なくても、都度変更が分かり次第必ず連絡をしてください。連絡がなく、迎えに来る人が違う場合は、園から確認の連絡をさせていただきます。)
- ・ 欠席の場合や登園が遅くなる場合は、必ず**朝 9 時までに**連絡する。(お子さんの所在を確実にするため、必ず申請をしてください) あらかじめ欠席がわかっている場合(都合欠など)は前もって入力をしてください。

2) 手洗いをしてから部屋に入る。(出入りの際には、必ず鍵を閉める)

目的・・・抵抗力の弱い乳児なので、外部からの雑菌を持ち込まないため。

☆登園したら乳児室入り口の手洗い場で親子とも石鹸で手を洗う。

☆お迎えのときも必ず手を洗う。

①流水で手を洗う。

②石鹸で手を洗う。

③もう一度流水で手を洗う。

④親子でハンカチで手を拭く。

(入口にあるペーパータオルは、保育中に、園児が使用します)

必ずハンカチをご持参ください

送迎の方以外は入室できません。

(付き添いの方・連れ子さんはご遠慮ください)

※感染予防のため

※大勢の方が入室することにより、小さいこども達は不安を感じることがあります。ご協力よろしくお願いします。

3) 持ち物の始末をする。

- ①帽子・靴下を所定の場所にしまう。(乳児室入り口にありますが。)
- ②給食・おやつ用エプロンを所定の場所に置く。
- ③使用済エプロン・おしぼり入れ用のカゴにビニール製の袋をかける。

4) 排泄をする

- ・トイレ用タオルを所定の場所に入れる。
- ・登園後、オムツを必ず確認し、汚れている時は取り替える。(登園時に履いていたオムツと未使用のオムツに名前(前面)が書いてあるかも確認してください)
- ・オムツでない子は、トイレに連れて行き、排尿を促す。
- ・トイレから戻ってくる時には必ず手を洗ってください。(感染予防の為)
- ※使用済みオムツは、園で回収しています。交換後はオムツ回収BOXに入れてください。日々の排尿回数の確認は、オムツ補充の際に、保護者の方でご確認ください。
- ・オムツサブスクをご利用の方は、トイレ用タオルのみ所定の場所に入れる。

5) 検温をする。

目的・・・体温は一日の健康のバロメーターです。

一日お預かりするお子さんの体調を把握するためです。

※体温計は(ケース付の協用電子体温計を使用します) 各自で用意してください。

※体温計は必ず記名し、所定の場所で保管してください。

測定する手順

①電子体温計の表示を確認する。

②検温をする。

- ・保護者の方のひざで絵本を見たり、おしゃべりをしたりしながら測る。

③検温表に体温を記入する。

平常体温・・・健康時の体温です。(前月の体温をもとに決めます)

警告体温・・・平常体温の最も高いところから0.5℃高い体温です。

お子さんの様子によっては、警告体温で連絡をさせていただくこともあります。

降園体温・・・警告体温より、さらに0.5℃高い体温です。

保育中に降園体温に達した場合は、連絡しますのでお迎えに来てください。(38℃以上になるお子さんは38℃を降園体温とします)

※まれに連絡がつかず、重症化になりかねない場合がありますので必ず連絡がつくように居場所をお知らせください。

④体温計と検温表と日々の記録を保育者に見せ、確認を得る。(日々の記録は所定の場所に入れてください。)

- ・体温計は、落とすと危険です。必ず保護者の方が保育者に見せ、確認を得てください。
- ・体調の悪い時や薬を服用している時は、朝の様子などを受け入れ保育者に連絡してください。併せて「日々の記録」に記入していただき、職員間でお子さんの健康状態の把握に努めていきます。

⑤保育できない場合

- ・検温して熱が高い時(降園体温以上の場合)
- ・感染症の疑いがある時
- ・嘔吐、下痢をしている時(回数にかかわらず、症状を診て、連絡をさせていただく場合があります)

※園は家庭と違い集団の場です。集団生活であることをよく理解していただき、ご協力をお願いします。

6) 衣類の点検

- ・ 前日汚した分の着替えやオムツ等は、翌日必ず補充しておいてください。
→詳細はP 乳7にあります。

7) 日々の記録の提出と伝達

- ・保護者の方と連絡を密にするための大切な日々の記録帳です。仕事、家事などで忙しい毎日と思いますが、必ずお子さんの健康状態、前日の様子、並びに家庭からの連絡事項をご家庭で記入してきてください。

【記入例】

1・2歳児用

4 月 1 日 (月) ※食事は量も記入してください。									
家 庭					こ ど も 園				
睡眠	14:00 ~ 15:00 20:00 ~ 6:30 ぐっすり寝た 時々起きた (2 回) 理由…夜泣き、トイレ	健康 状態	元気・ <u>咳</u> ・ <u>鼻水</u> ・嘔吐 その他…発疹、前夜に棚にぶ つけて鼻血 薬の服用…風邪薬、保通剤		健康 状態	元気・ <u>咳</u> ・ <u>鼻水</u> その他…	排 便	: : : : :	硬 普 軟 下痢 硬 普 軟 下痢 硬 普 軟 下痢 硬 普 軟 下痢
	夕食	食欲 <u>あり</u> なし ・ご飯 2 ・ジャガイモの味噌汁 1 ・カジキの煮つけ 1 ・ブロッコリーとかにか まのマヨネーズ和え 2	朝 食	食欲…あり (<u>なし</u>) ・食パン 8 枚切り 1/2 ・ヨーグルト 1 口	連 絡	: : : : : :			: : : : : :
排 便	17:00 硬 普 軟 下痢 21:00 硬 普 (<u>軟</u>) 下痢 7:25 硬 普 (<u>軟</u>) 下痢 :<								

※排便は降園後～次の日の朝までの間です。

※お子さんを保育者に引き渡す際に、必要なことを連絡してください。

※園での食事の量と睡眠時間はコドモンでお知らせします。

* 降園時、保護者の方にしていただくこと

◎ 申請時間には門を出ていけるよう（例えば申請時間が 16 時の場合、門を出る時間が 16 時です）降園準備の時間を見越して余裕をもって迎えに来てください。

1) 手洗いをしてから部屋に入る。（登園時と同じ）

2) トイレの持ち物の始末をする

トイレ用タオル入れの始末の仕方について

- ① トイレ用タオル入れをシャワーで水洗いをする
- ② よく水を切る
- ③ トイレ用タオル入れをかごの中に伏せておく。
- ④ 雑巾を水洗いして干す。

※排泄や嘔吐で汚れ物が出た時は別の方法になります。担任までお声がけください

3) 各自の持ち物の始末、持ち物の整理、点検をする。

4) 日々の記録を持ち帰る。（ファイルに連絡等の洗濯ばさみがついているか確認し、担当保育者にお声がけください）

5) こどもを引き取る。

6) 靴下を履き、帽子をかぶる。

7) コドモンに打刻し降園する。

* 降園方法について

- ・通常保育終了後は延長児が園庭を使用します。また駐車場出庫等のために安全を確保することを考え、こどもさんを引き取り後は、延長保育利用者、通常保育利用者ともに遊ばず速やかにお帰りください。ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・こどもさん一人で歩かせることのないよう、必ず親子で手をつないでお帰りください。
- ・幼児の兄弟児がいるご家庭は、必ず乳児のお子さんを先に迎えに行ってください。

* 早朝・延長保育等について

- ・勤務先の変更やお仕事の都合などにより、送迎時間が変わるときは、その都度園長まで申し出ていただき、書類の提出をお願いします。
- ・保護者の方から離れる時間が長く、心身に疲れが出ることがあります。忙しい中でも常に心にゆとりをもち、こどもの気持ちを考えて、親子のふれあいに努めましょう。
- ・保護者のどちらかがお休みで家庭保育が可能な場合は、早朝・延長保育、春季（夏季）休業保育等を利用できませんのでご承知おきください。

* 不審者の未然防止について

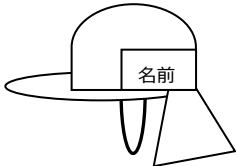
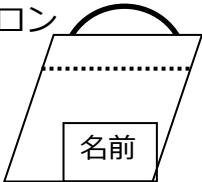
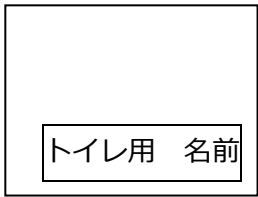
- ・こどもの安全を確保するため、正門は閉めさせていただきます。登降園時は、正門右側の通用門をご利用ください。尚、必ず門を閉め、チェーンを掛け、上部の鍵をかけてください。保護者の方で、お願いします。

その他

- ・急病（熱、けが等）時、連絡が取れずに困る場合がありますので、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先変更時、また家族の人員に移動（出生、死亡、転居、離婚）等があったときも、届け出てください。
- ・連絡はコドモンによるたより等の配信、「日々の記録」を通して行います。その他必要に応じてコドモンにて連絡または玄関・クラス前の掲示、降園時に口頭で連絡をします。毎日必ず見て把握していただき、不明な点がございましたらお尋ねください

*入園までに用意するもの

全ての持ち物に必ず記名をお願いします。持ち帰った際に、名前が消えていないかの確認をし薄くなっていたら書き足すようお願いします。

図	備考
帽子 	・うさぎ組は桃色、ひよこ組は白色で被ります。クラスの色を表にして、左側に名前を大きく書いてください。 ・帽子が大きい場合は、お子さんの頭の大きさに合わせて縫い縮めたりゴムをつめたりしてください。 ・ゴムが伸びたら付け替えてください。 ・帽子は、事前に注文確認をとり、登園初日にお渡しします。 ・<u>毎日被って登降園しましょう。</u>
★食事用エプロン 	・サイズはフェイスタオルを半分に折り、<u>首周りに合わせてゴム</u>を通してください。(8～10枚程度) ・毎日洗濯をし、清潔なものを持って来ててください。 ・白い布に大きくはっきりと名前を書いて、<u>表側の左下につけてください。</u> ・<u>万ビが繁殖</u>したらその都度清潔なものに交換してください。
★おしぼり 	・おやつ、給食時に使用します。 ・ハンドタオル(18×18cm程度)の大きさが良いです。(8～10枚程度)<u>※マイクロファイバー素材やガーゼなどの薄い素材のものは、避けてください。</u> ・白い布に大きくはっきりと名前を書いて、<u>表側の左下につけてください。</u> ・<u>万ビが繁殖</u>したらその都度清潔なものに交換してください。
★汚れ物等入れ、専用袋 	・濡れたおしぼり、エプロン等を入れますので、ビニール製か、内側がビニール製のものが良いです。使用済みエプロン・おしぼりを入れるカゴに袋をかけます。カゴのサイズ(30cm×15cm×13cm)に合ったものを準備してください。
★トイレ用タオル 	・オムツ替えやパンツをはくときにお尻の下に敷いて使用します。 ・サイズはハンドタオル(30×30cm程度)の大きさが良いです。(5枚程度) ・毎日持ち帰ります。<u>洗濯をし清潔なものを持って来ててください。</u> ・白い布に大きく、はっきりと名前を書いて、<u>表側の左下につけてください。</u> ・<u>(トイレ用と分かるように、『トイレ用』と記してください)。</u>
靴  かかとに名前を書いて下さい	・時々サイズを確認してください。 ・脱ぎ履きしやすい靴(<u>マジックテープのものが望ましい</u>)にしてください。 ・登降園時や園で遊ぶ時に使用します。
昼寝用シーツと タオルケットや毛布	・詳しくは、入園のしおり P26～27 のお昼寝ベッドについてを<u>ご参照ください。</u>

日々の記録ファイル (記名は園で行います) 	・ A4 サイズのパンチレスファイルが望ましいです。 1 つ用意してください。(パンチの穴で紙がやぶれやすいため) (縦 約 30 c m×横 約 24cm×厚さ 約 2.5cm)
体温計	・ ケース付きの脇用電子体温計を用意してください。

★印の 4 点は、菌が繁殖しやすいので、毎日洗濯をお願いします。

◎ロッカー引き出しに入れるもの

衣類	0 歳	1・2 歳
よだれかけ (必要な場合)	3	
上着	3	3
肌着	3	3
ズボン (スカート×)	3	4
靴下	2	2
エプロン・おしぼり	各 2 枚ずつ	

◎トイレのカゴに入れるもの

トイレ用品	0 歳	1・2 歳
※オムツ (前に名前を書く)	7	7
※おしり拭き (ウエットー)	2	2
パンツ (必要な子)		5
トイレ用タオル	3	3
ビニール袋(大)	1 袋	1 袋
使用ビニール袋 (小)	1 袋	1 袋
使い捨てビニール手袋	1 袋	1 袋

(※は、オムツサブスク利用の場合は必要ありません)

- ・ おしり拭き、トイレ用ビニール袋等の容器にも名前を記入してください。
- ・ オムツは、前面に名前を記入してください。
- ・ ロッカーの引き出し、トイレのカゴの中を毎日確認し、補充してください。
- ・ 枚数は個々にお問い合わせする場合があります。

*毎日、必要な物と数

★帽子	
★食事用エプロン	ひよこ組 3 枚 } (ひよこ組の延長保育 1 6 時以降利用 うさぎ組 2 枚 } 児はプラス 1 枚)
★おしぼり	ひよこ組・うさぎ組ともに 3 枚 (延長保育 1 6 時以降利用児はプラス 1 枚)
★汚れ物等入れ専用袋	1 つ
★トイレ用タオル	1 枚 (汚れたら替えるため予備を 2 枚トイレのかごに置いておく)
★オムツ (使用している子)	オムツ入れに、朝、7 枚入っているように、不足分を補充する。 (オムツサブスク利用の子は必要なし)
★日々の記録ファイル	月末にその月の記録を全てファイルから外し、お渡ししますので、家庭で保管をしてください。新しい記録用紙は園で用意します。

* 服装・髪型について

- ・こどもが着脱しやすい物で、毎日洗濯したものを着せてください。肌着は、体温調節や肌を守る役割があるため、着用するようにしましょう。ロンパースの肌着は、避けてください。
- ・上着はゆったりしたもので、前あき、かぶりの服が望ましいです。ボタンの小さなシャツや袖口がホックやボタンのものは避け、身体に合ったサイズのを着せてください。
- ・防寒着を含めたフードのある服は、危険なため避けてください。
- ・ズボンは、こどもが上げ下げしやすいものが望ましいです。ボタンやホックのものは避けてください。ジーンズのような伸縮性のないものは、足を圧迫しますので、適しません。スカートやスカート付のズボンは動きにくいので避けてください。
- ・靴下、タイツは滑りやすいので室内では履きません。(登園時に脱がせてください)
- ・前髪が長いと目に入ったり遊びの妨げになったりします。目に入らないよう切り揃えてください。また、髪が長いと食事等生活しにくくなりますので、ゴムで結んでください。
(ゴムは転んだ時、頭のけがにつながらないよう飾りのないものを使用してください。
ヘアピン、シリコン製のゴムは外れると誤飲につながり危険です。園では使いません。)

* その他

- ・靴は安全のため運動靴を使用してください。(×長靴、サンダル、ぞうり、ブーツ、クロックスなど)
- ・玩具等は園に持ってこないようにしてください。他の子がほしがったり、なくしたりすることにつながります。
- ・土曜保育について…土曜保育利用の方には、詳細を別途お知らせさせていただきます。
コップ付き水筒をご用意ください。
- ・咳止めテープ・絆創膏・虫パッチ等について
お子さんの身体に貼るもの(咳止めテープ・絆創膏・虫パッチ)は、低年齢では取れてしまった物をこどもが誤って口に含んでしまう誤飲の危険性があります。園では、貼らないことが望ましいですが、貼る必要性や緊急性を要する時には、保育者に貼った物と部位をお伝えください。また、万が一取れてしまった時に、誰の物かが分かるように記名してください。
- ・園では、食物アレルギー等いろいろな疾患をもつお子さんをお預かりしています。そのため、食べ物を口に入れたり、手に持ったりして立ち入ることがないようにご協力をお願いします。

* 4 月登園初日に提出していただくもの

- ・新入園児…検温表(2週間測定したもの)

※書類の持ち帰りに名前入りの封筒を使用します。家庭に持ち帰り、中身を確認して園に返却してください。

ご家庭で不要になった新品のタオルや雑巾はありませんか？

園では、毎日の掃除や消毒で、たくさんのタオルや雑巾を使います。
ご家庭で不要になった新品のタオルや雑巾がある方は、是非、職員室にお持ちください。
1 枚でも構いません。

通常登降園時 駐車場利用について

年間を通し、登園時、降園時、園行事がある時は、**園舎横駐車場、集落センター上駐車場、集落センター下駐車場（砂利）**の3ヶ所に停めていただきます。必ず乳11ページの図の通りに駐車してください。代理の方が送迎するときも駐車場利用の仕方を伝えてください。

1、＜各駐車場割振り＞※園行事の時は例外あり

【園舎横駐車場】※一部許可証が必要です。

乳児保育利用の方、早朝・延長保育利用の方

※在園児を含む未就学児を3人以上連れて登園される方

※妊娠中の方

※在園児以外の一歳未満児を連れてくる方（一歳の誕生日まで）

※その他、病気やケガ等の理由があり、集落センター上下の利用が不安な方

（※の方で、園舎横の駐車場利用希望の方は、許可証を申請してください。

許可証申請書は職員室にあります。必要な方は後日許可証をお渡しします。許可証はダッシュボードに置き、提示してください）

【集落センター上・下駐車場】

広沢こども園通園児の方どなたでも

2、＜各駐車場の注意事項＞

【園舎横駐車場】

※入り口より一方通行になっています。縦4列に順次、前に詰めて駐車してください。帰りはそのまま前方からお進みください。

※車を降りる場合には、他の車が入ってくることも予想した上で、運転者が先に降り、安全を確かめてからこどもを降ろしましょう。

※正門までの通行は、近くの階段を上がり外周歩道をご利用ください。

※正門前緊急車両用のスペース、外周の職員駐車場は駐車しないでください。但し、外周の3台分は駐車可能です。（駐車場の利用の仕方参照）

※乳児・早朝・延長保育利用以外の方が駐車の際は、必ず許可証をダッシュボードに置き、提示をお願いします。

※9時以降14時45分の間であれば、どなたでも駐車可能です。

【集落センター上】

※集落センター玄関前と消防詰所前は駐車禁止です。

※毎週木曜日はグラウンドを地域の方が利用されますので、地域の方の駐車を優先願います。（主にグラウンドフェンス側）

※集落センター上から正門に繋がる階段は高低差があるため危険です。特にお子さんを抱いての昇降は足元の確認が困難な為ご注意ください。

【集落センター下】

※集落センター下から正門に繋がる「トトロの道」は足元が悪く防護柵がないため、道からそれないように注意して通行願います。(展望台には行かないで下さい)

【集落センター上下共通】

※一番に入庫される場合は、ロープを束ねてポールに掛けてください。

※朝9時以降、午後3時以降に集落センター上下を最後に出られる方は出入り口のロープ施錠を必ず行って下さい。

※一般道から集落センター上へ繋がるスロープは降雪、低温時の凍結により、スリップ等の危険を伴います。走行が不安な方は集落センター下をご利用ください。

※集落センター上下は舞木町自治区様よりご厚意でお借りしています。地域の方を優先し、ルールを守り、ご迷惑をお掛けすることがないように願います。

<その他・お願い>

※駐車場内では徐行でお願いします。

※お子さんと手をつなぎ、目を離さないようにし、安全な登降園をお願いします。駐車場内でお子さんが駆け出すことがあり、大変危険です。

※代理者が送迎の場合も駐車場ルールの申し伝えをお願いします。

※お連れのお子様を車内に残しての送迎はご遠慮ください。お子さん(連れ子さん)を車に乗せたまま離れると、サイドブレーキに触れて思わぬ事故が起きたり、誘拐事件に巻き込まれたり、熱中症を発症してしまうなど、危険が伴います。**車の中にお子さんを待たせないでください。また、安全のため駐車中は必ずエンジンをお切りください。**

※降雪・低温時は道路及び場内が凍結する恐れがありますので運転にはご注意願います。

また、安全上の配慮によりお近くにお住まいの方は徒歩登降園のご協力をお願いします。

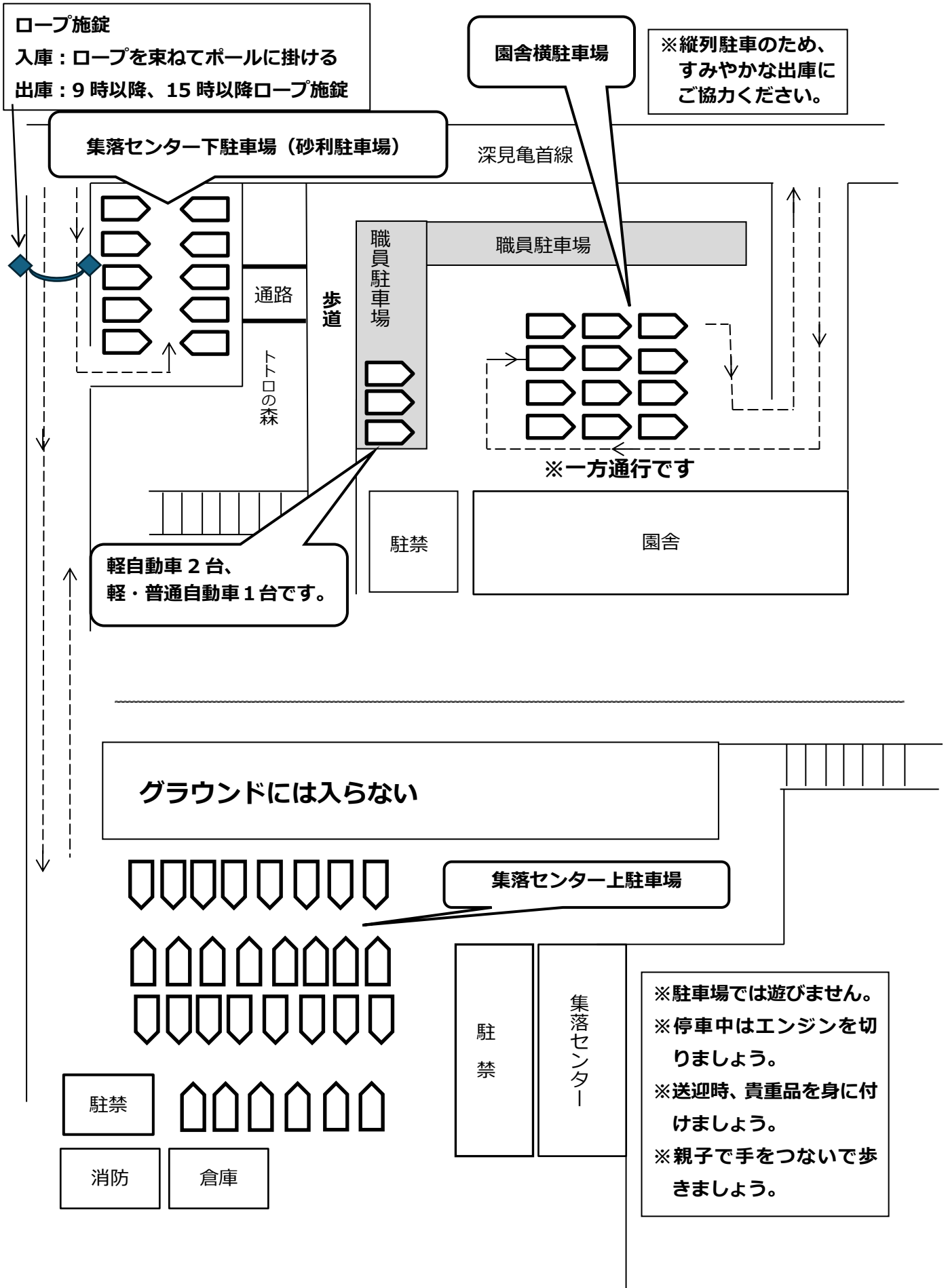
※車上狙いが発生しています。車から離れる時には、車内にバッグを置かないようにしましょう。貴重品は必ず身につけてください。

※降園後は安全のため、駐車場や集落センター敷地内で遊ぶことはせず、速やかにお帰り頂くよう願います。

※火・木の子育て広場をご利用の場合は、園舎横ではなく集落センターに駐車をお願いします。

※グラウンドには、絶対に入らないでください。

〈駐車場の利用の仕方〉



こども園の生活について

【朝の園児受け入れについて】

- ・主な降園予定時間と迎え予定者が変更の場合は、朝 9 時までにはコドモンにを入力をする。(9 時までには連絡が出来なくても、都度変更が分かり次第必ず連絡をしてください。連絡がなく、迎えに来る人が違う場合は、園から確認の連絡をさせていただきます。)
- ・欠席の場合や登園が遅くなる場合は、必ず朝 9 時までに連絡する。(お子さんの所在を確実にするため、必ず申請をしてください) あらかじめ欠席がわかっている場合(都合欠など)は前もってを入力をしてください。
- ・登園時、玄関に来たら直ちにコドモンに打刻をする。
- ・(早朝保育・通常保育ともに)親子で手洗いうがいをして保育室までお子さんを送ってってください。

【降園方法について】

- ・3, 4 歳児の保護者の方は、玄関から入り、保育室まで迎えをお願いします。5 歳児の保護者の方は、園庭を通り、保育室前ワークスペース側からの迎えをお願いします。
- ・乳児との兄弟児のご家庭は、乳児を先に迎えに行ってください。
- ・連絡事項などをお伝えしてからの降園となりますので、降園時間 15 分前頃より迎えに来ていただき、部屋の前に並んでお待ちください。
- ・通園カバンに連絡等の洗濯ばさみがついているか確認し、ついていたら担当保育者にお声がけください
- ・通常保育終了後は延長児が園庭を使用します。また駐車場出庫等のために安全を確保することを考え、お迎え後は、延長保育利用者、通常保育利用者ともに遊ばず速やかにお帰りください。ご協力いただきますようお願いいたします。
- ・お子さんを一人で歩かせることのないよう、必ず親子で手をつないでお帰りください。

【登降園について】

- ・お子さんが友達の家遊びに行くときは、お互いの保護者が責任をもち、確かめ合ったり、連絡し合ったりして、安全に過ごせるように心がけましょう。
- ・平成 12 年から道路交通法により、チャイルドシート・ジュニアシートの着用が義務付けられています。着用義務を怠ると違反となりますので気を付けましょう
- ・小さいお子さんは、交通安全を言葉で説明してもなかなか理解できません。大切なお子さんを交通事故から守るために、決まった道路を歩き、実際の場で道路の状況や左右の確認の仕方、右側歩行などの交通の決まりを知らせていきましょう。
- ・園生活に不要なもの(玩具やシール等)は持って来ないようにしてください。

【早朝・延長保育について】

- ・勤務先の変更や仕事の都合などにより、送迎時間が変わるときは、その都度園長まで申し出ていただき、書類の提出をお願いします。
 - ・保護者の方から離れる時間が長く、心身に疲れが出ることもあります。忙しい中でも心にゆとりをもちこどもの気持ちを優先し、親子のふれあいに努めましょう。
 - ・保護者のどちらかが仕事がお休みで家庭保育が可能な場合は、早朝・延長保育、春季（夏季）休業保育等を利用できませんのでご承知おきください。
 - ・お迎えの際は、まだお迎えの来ていない他の子の気持ちを汲んでいただき、速やかにお帰りくださるようお願いします。
- ☆申請時間は門を出ていく時間となっています。(16時申請の場合、門を出る時間が16時です)降園準備の時間を含め、少し早めにお子さんを迎えに来ていただくようお願い
します。

【園内の安全について】

- ・こどもの安全確保のため、正門は閉めさせていただきます。登降園は、正門右側の通用門をご利用ください。必ず門を閉め、チェーンと上部の鍵を掛けてください。必ず保護者の方でお願いします。
- ・園では、食物アレルギー等いろいろな疾患をもつお子さんをお預かりしています。そのため、食べ物を口に入れたり、手に持ったりして立ち入ることがないようにご協力をお願いします。

給食について

食育の一環として、個人管理による「持ち帰り箸セット」を導入しています。つきましては、下記の通り実施しますのでご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(1) 目的

- ①献立内容に合わせて、箸、スプーン、フォークの使い分けができることにより、食事のマナーなどを身につける。
- ②個人で管理することで衛生的に扱う気持ちを育てる。

(2) 対象児 幼児(3,4,5歳児)

(3) 内容 箸、スプーン、フォークの3点セットを個人用として配布します。

尚、配布後に破損、紛失などが生じた場合は個人負担で類似品をご用意ください。

同じものは、メグリア藤岡店、井上店、本店にもあります
(サービスカウンター)

弁当日の持ち物……リュックサック(通園カバン以外のリュックサックで構いません)、敷物、弁当、水筒、おしぼり、ごみ袋

☆園外保育など行事によって弁当になる場合がありますので、ご協力ください。

昼寝について

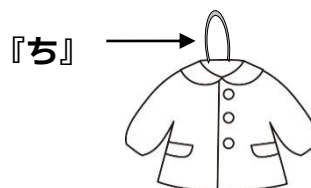
広沢こども園では、こども達の健康を考え、昼寝を行います。実施期間は年齢によってそれぞれ違います。

- ・ 3歳児・・・・・・4月当初（新入園児は慣らし保育終了後）より実施します。終了時期は様子を見て後日お知らせします。
- ・ 4、5歳児・・・・・・夏季休業保育中のみ昼寝を予定しています。
- ・ 土曜日保育利用者（PM12：00以降）・・・・・・一年間行います。

令和5年度より、お昼寝ベッドが導入されました。用意していただくもの等、詳しくは、入園のしおりP26～27をご覧ください。

服装・髪型について

- ・ 日常の服装については、着脱しやすいもの、体を動かしやすいもの、汚れてもよいものをお願いします。
- ・ ハンカチ、ティッシュを入れる習慣が身に付くようにポケットのある衣服が望ましいです。
- ・ 髪の毛が長いお子さんは、給食時の衛生面上や遊びにじっくりと取り組めるように、ゴムで結んでください。またマニキュア等、華美にならないようにお願いします。
- ・ 季節によっては、上着を着用します。『ち』をつけていただき、掛けられるようにお願いします。
- ・ **フードのあるものは避けましょう。**
(フードが遊具等に引っかかって危険なため)



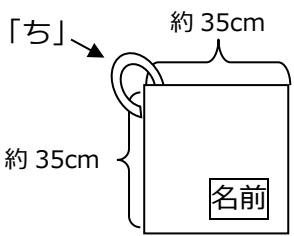
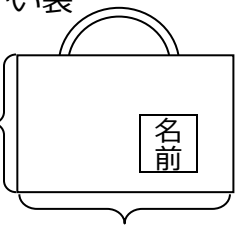
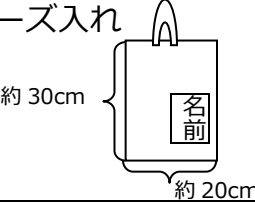
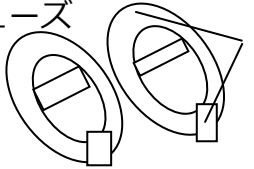
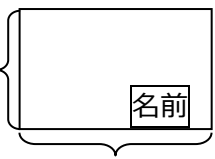
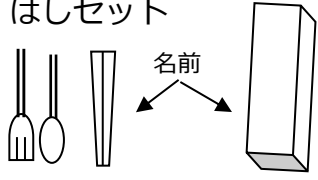
名札について

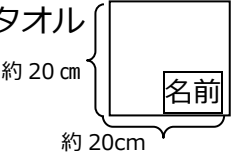
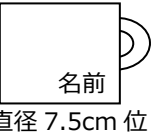
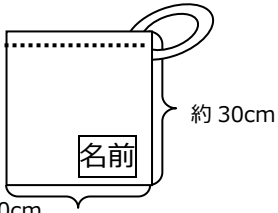
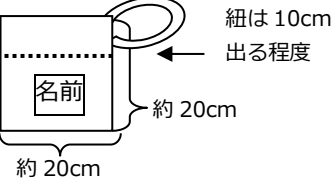
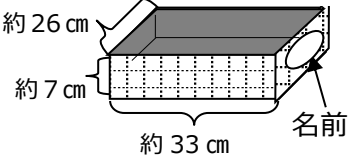
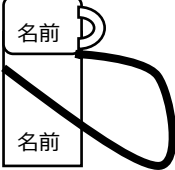
- ・ 入園から当面の期間、職員がお子さんの名前を覚えるために使用します。
- ・ 登園時に**保護者**が靴箱上のカゴから名札を取り出して、つけ、降園時に外して靴箱上のカゴに戻してください。

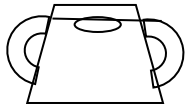
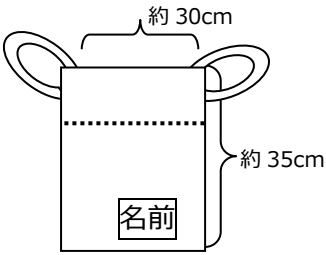
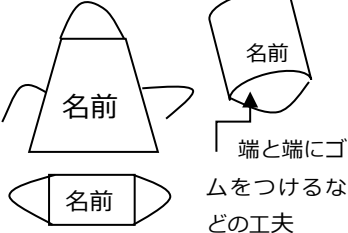
入園までに用意するもの

全ての持ち物に、必ず名前を書きましょう

名前は、誰が見てもわかるように記入してください。薄くなる、外れるなどした場合、直ちに補修してください。

図	備 考
手拭き用タオル  「ち」 約 35cm 約 35cm 名前	・給食時に使用します。 （サイズは、タオル半分またはハンドタオルの大きさがよいです） ・タオルが掛けられるように「ち」をつけてください。 （「ち」はゴムでは伸びてしまいます。布製をお願いします） ・毎日持ち帰ります。洗濯をして清潔な物を持たせてください。（2,3枚用意されると都合がよいです）
おつかい袋  約 30cm 約 40cm 名前	・作品等を持ち帰るのに使用します。 ・どんな布でも結構ですが、<u>キルティングの布がしっかりしていてよいと思います。</u> ・左記の寸法を参考にしてください。 ・名前は外から見やすいところに記入してください。 ・<u>持ち帰ったら、次の日に持って来てください。</u>
シューズ入れ  約 30cm 約 20cm 名前	・シューズに合わせた大きさに作ってください。 （少し大きめに作っておくと出し入れが楽です。） ・形は自由です。 ・名前は外から見やすいところに記入してください。
シューズ  名前	・シューズの前と後ろに名前を書いてください。 ・目印があるとよくわかります。 ・週末に持ち帰ります。 - 洗って週初めに持ってきてください。
ナフキン  約 30cm 約 40 cm 名前	・給食時に使用します。 ・毎日洗濯をし、清潔なものを持たせてください。 （2～3枚用意しておくとう便利です） ・素材は綿の少々厚手のものがよいです。キルティングは、食器を置くのに不安定なので適しません。
はしセット  名前	・幼児用箸、スプーン、フォーク、ケースのそれぞれに名前を書いてください。（消えかかったらすぐに書きましょう） ・毎日持ち帰りますので、家庭で必ずきれいに洗って、衛生的な状態で翌日忘れないように持たせてください。 ・3歳児は時期をみて箸を使用していきますので、ケースにスプーン、フォークを入れて持ってきてください。箸の使用開始時期は、改めて担任よりお知らせします。それまで家庭で保管しておいてください。

口拭きタオル  約 20 cm 約 20cm	・ 20 センチ四方形程度のものがよいです。 (タオルハンカチで可)
コップ  名前 直径 7.5cm 位	・ 名前は必ず書いてください。(消えかかったらすぐに書きましょう) コップの底が安定していて、<u>持ち手の付いているもの</u>がよいです。 ・ コップは毎日持ち帰ります。家庭できれいに洗って、衛生的な状態で翌日忘れないように持たせてください。 ・ 陶器、ガラス類は、割れる心配があり危険ですので、プラスチック製のものにしてください。
ナフキン・箸セット・口拭きタオルを入れる袋  約 20cm 約 30cm	・ ナフキン、箸セット、口拭きタオルを一緒に入れます。 ・ こどもが出し入れしやすい左記くらいの大きさを目安にしてください。 ・ あまり大きい物や厚地の物はカバンに出し入れしにくいので、綿のものがよいです。
コップを入れる袋  名前 約 20cm 約 20cm 紐は 10cm 出る程度	・ コップ袋にはコップだけを入れます。 ・ 片方から紐が出る形が望ましいです。
帽子  名前 名前 ※ 帽子に装飾などはせず、ワンポイントをつける程度にしてください。	・ クラスカラーを表にしてかぶって、<u>左側に名前を大きく書いてください。</u> ・ 帽子は、事前に注文をとり、登園初日にお渡しします。 ・ 帽子が大きい場合は、お子さんの頭に合わせて縫い縮めてください。 ・ ゴムが伸びたら付け替えてください。
道具箱(A4 サイズかご)  約 26 cm 約 7 cm 約 33 cm 名前	・ ロッカーに収納し、製作道具を入れて使用します。 ・ かごに名前を記入してください。 ・ 市販の A4 サイズのもので可。
水筒  名前 名前	・ 水筒は、年間、使用します。 ・ 衛生上のことを考えると、幼児期にはコップ付きで、肩掛けのできる水筒が望ましいです。 ・ <u>カバーのないものの方が、自分で開閉しやすいです。</u> ・ 3 歳は、お使い袋に入れて、持ち運びます。

通園カバン(金澤屋販売)  ※入園前に他園で使っていた物を使用される方は、これに限りません。	・通常、手拭きタオル、箸セット、コップを入れます。 ・目印としてキーホルダーをつける場合は、1つまでにしましょう。他児にあげる、交換する、他の子がほしくなる、なくすことにつながります。園生活に不必要なものは、持って来ないようにしましょう。
着替え保管袋 (4・5歳と延長保育を利用する3歳児)  ※3歳児は引き出しに通常3組着替えを入れていただきます。 <u>延長保育を利用する3歳児は、保育室が変わるため、延長保育室用に着替えを保管袋に1組入れて用意してください。</u>	・着替えをこども園で保管するとき 사용합니다。<u>薄手(キルティング不可)</u>の布製で、きんちゃく袋の形にしてください。冬場は衣服が厚手になり、かさばりますのでサイズは余裕をもって作ってください。 ・名前は見やすいように大きく付けてください。 «中に入れておくもの» ・下着(パンツ、シャツ) } 3歳児⇒3組 ・ズボン又はスカート } 4、5歳児 ・上着、靴下 } 延長保育利用3歳児 } 1組 ・体を拭くためのタオル…1枚 ・ハンカチ …2枚くらい ・濡れた衣類等を入れるビニール製の袋 …大、小各3枚くらい ・使用したら、その都度補充をしてください。 ・すべての衣服に名前の記入をお願いします。 ・下着(パンツ)が汚れて着替えがない場合、園用の新しい下着(パンツ)を使用します。同じサイズの新品の下着(パンツ)を返却してください。
延長用ハンカチタオル ハンカチタオル入れ (延長利用児のみ) 	・必ず名前を記入してください。 ・巾着袋はどんなものでも結構ですが、ハンカチタオルが入る大きさのものを用意してください。 ・延長保育利用児は、通園カバンに入れて持ってきてください。
昼寝用シーツと タオルケットや毛布	・詳しくは、入園のしおり P26～27 のお昼寝ベッドについてをご参照ください。
エプロンと三角巾と マスク(5歳児のみ) エプロン 三角巾 	・調理をする行事の時に 사용합니다。使用する時は、袋に入れて持ってきてください。 ・<u>エプロンと三角巾は自分で着脱できるものを用意してください。</u> (マジックテープやゴムなどを使って工夫してください) ・マスクは、調理の時に 사용합니다。 ・エプロンをひもにする時には、前で結べるようにすると着脱がしやすいです。

4 月登園初日に提出していただくもの

検温表（2 週間測定したもの）・・・・・・・・ 3, 4, 5 歳児全員

* 書類の持ち帰りに、茶封筒を使用します。家庭に持ち帰り、中身を確認して、園に返却してください。

ご家庭で不要になった新品のタオルや雑巾はありませんか？

園では、毎日の掃除や消毒で、たくさんのタオルや雑巾を使います。

ご家庭で不要になった新品のタオルや雑巾がある方は、是非、職員室にお持ちください。1 枚でも構いません。

通常登降園時 駐車場利用について

年間を通し、登園時、降園時、園行事がある時は、**園舎横駐車場、集落センター上駐車場、集落センター下駐車場（砂利）**の3ヶ所に停めていただきます。必ず幼10ページの図の通りに駐車してください。代理の方が送迎するときも駐車場利用の仕方を伝えてください。

1、＜各駐車場割振り＞※園行事の時は例外あり

【園舎横駐車場】※一部許可証が必要です。

乳児保育利用の方、早朝・延長保育利用の方

※在園児を含む未就学児を3人以上連れて登園される方

※妊娠中の方

※在園児以外の一歳未満児を連れてくる方（一歳の誕生日まで）

※その他、病気やケガ等の理由があり、集落センター上下の利用が不安な方

（※の方で、園舎横駐車場利用希望の方は、許可証を申請してください。許可

証申請書は職員室にあります。必要な方は後日許可証をお渡しします。許可証はダッシュボードに置き、提示してください）

【集落センター上・下駐車場】

広沢こども園通園児の方どなたでも

2、＜各駐車場の注意事項＞

【園舎横駐車場】

※入り口より一方通行になっています。縦4列に順次、前に詰めて駐車してください。帰りはそのまま前方からお進みください。

※車を降りる場合には、他の車が入ってくることも予想した上で、運転者が先に降り、安全を確かめてからこどもを降ろしましょう。

※正門までの通行は、近くの階段を上がり外周歩道をご利用ください。

※正門前緊急車両用のスペース、外周の職員駐車場は駐車しないでください。但し、外周の3台分は駐車可能です。（駐車場の利用の仕方参照）

※乳児・早朝・延長保育利用以外の方が駐車の際は、必ず許可証をダッシュボードに置き、提示をお願いします。

※9時以降14時45分の間であれば、どなたでも駐車可能です。

【集落センター上】

※集落センター玄関前と消防詰所前は駐車禁止です。

※毎週木曜日はグラウンドを地域の方が利用されますので、地域の方の駐車を優先願います。（主にグラウンドフェンス側）

※集落センター上から正門に繋がる階段は高低差があるため危険です。特にお子さんを抱いての昇降は足元の確認が困難な為ご注意ください。

【集落センター下】

※集落センター下から正門に繋がる「トトロの道」は足元が悪く防護柵がないため、道からそれないように注意して通行願います。(展望台には行かないで下さい)

【集落センター上下共通】

※一番に入庫される場合は、ロープを束ねてポールに掛けてください。

※朝9時以降、午後3時以降に集落センター上下を最後に出られる方は出入り口のロープ施錠を必ず行って下さい。

※一般道から集落センター上へ繋がるスロープは降雪、低温時の凍結により、スリップ等の危険を伴います。走行が不安な方は集落センター下をご利用ください。

※集落センター上下は舞木町自治区様よりご厚意でお借りしています。地域の方を優先し、ルールを守り、ご迷惑をお掛けすることがないように願います。

<その他・お願い>

※駐車場内では徐行でお願いします。

※お子さんと手をつなぎ、目を離さないようにし、安全な登降園をお願いします。駐車場でお子さんが駆け出すことがあり、大変危険です。

※代理者が送迎の場合も駐車場ルールの申し伝えをお願いします。

※お連れのお子様を車内に残しての送迎はご遠慮ください。お子さん(連れ子さん)を車に乗せたまま離れると、サイドブレーキに触れて思わぬ事故が起きたり、誘拐事件に巻き込まれたり、熱中症を発症してしまうなど、危険が伴います。**車の中にお子さんを待たせないでください。また、安全のため駐車中は必ずエンジンをお切りください。**

※降雪・低温時は道路及び場内が凍結する恐れがありますので運転にはご注意願います。

また、安全上の配慮によりお近くにお住まいの方は徒歩登降園のご協力をお願いします。

※車上狙いが発生しています。車から離れる時には、車内にバッグを置かないようにしましょう。貴重品は必ず身につけてください。

※降園後は安全のため、駐車場や集落センター敷地内で遊ぶことはせず、速やかにお帰り頂くよう願います。

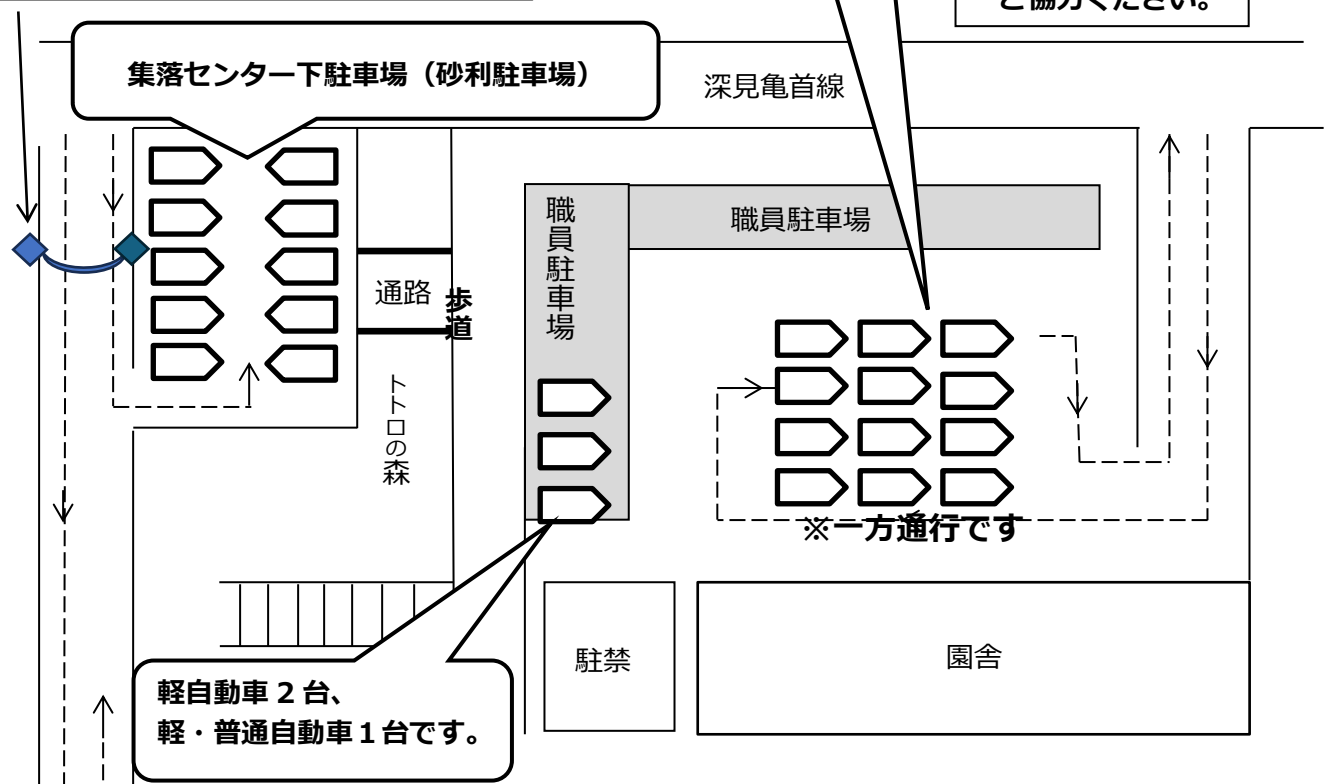
※火・木の子育て広場をご利用の場合は、園舎横ではなく集落センターに駐車をお願いします。

※グラウンドには、絶対に入らないでください。

〈駐車場の利用の仕方〉

ロープ施錠

入庫：ロープを束ねてポールに掛ける
出庫：9 時以降、15 時以降ロープ施錠



グラウンドには入らない

